

岡山大学外国人留学生・研究員宿泊施設退去処置に係る基準について

令和元年9月18日
学長裁定
改正 令和2年3月4日

(趣旨)

第1 この基準は、岡山大学外国人留学生・研究員宿泊施設規程（平成16年岡大規程第45号）第15条の規定に基づき、同規程第13条に定める退去処置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 退去処置は、岡山大学外国人留学生・研究員宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）入居者の迷惑行為等の防止に努めるとともに、迷惑行為等を止めない者に対し必要な措置を講ずることにより、宿舍生活の安全と平穩の確保を図ることを目的とする。

(入居時の対応)

第3 岡山大学国際部は、入居時に、入居者に対して、宿泊施設での決まりや生活上のルール（以下「ルール」という。）を記載した「入居案内」を配付するとともに、誓約書を提出させるものとする。

(違反者への措置)

第4 国際部は、表1に掲げるルールに違反した入居者に対して、違反1回につき警告カード1枚を発行する。

第5 入居許可期間（過去に入居歴がある場合、当該入居許可期間に発行した警告カードを含む。）に警告カードが3枚累積した場合、当該入居者を退去処置対象者とする。

第6 入居者が表2に掲げるルールに違反した場合、当該入居者を退去処置対象者とする。

第7 国際部は、第4の措置を行うときは、当該入居者から反省文の提出を求めるとともに、当該入居者の指導教員等に報告をする。

第8 グローバル人材育成院長は、第5又は第6による退去処置対象者に対し、教育的指導を行った上で、退去処置を決定する。

<表1>

【警告カード発行対象事項】	① 寄宿料、使用料又は光熱水料等を支払期限までに納入せず、督促をしても納入しないとき。
	② 宿舍敷地内で喫煙またはタバコの吸い殻をポイ捨てしたとき。（宿舍建物内での喫煙は即時退去対象とする。）
	③ 鍵又はカードキーを他人に貸したとき及び合鍵を作ったとき。
	④ 来訪者を、居室又は宿舍の共用部分以外へ立ち入らせたとき。
	⑤ 午後10時から午前7時の間に周りの迷惑となる騒音をたてたとき。ただし、日中であっても他の寮生又は近隣住民に騒音の被害を与えた場合は、警告カードを発行する場合がある。
	⑥ 周りの迷惑となる臭気を発散させたとき。
	⑦ 入居案内に記載及び宿舍内に掲示してあるゴミの分別や捨て方に従わないとき。
	⑧ 居室外に私物やゴミを置いたとき。
	⑨ シェアハウス入居者がユニット共用部に私物の家具・家電等を置き、国際部からの処分指示に従わないとき。
	⑩ 宿舍共用部分の占拠や備品を私物化し、国際部からの注意に従わないとき。
	⑪ 宿舍敷地内又は宿舍近辺の道路に車を無断駐車したとき。
	⑫ 自転車やオートバイを所定の位置に駐輪しなかったとき及び駐輪のルールに従わないとき。
	⑬ 居室内に備え付けられたインターネット回線について、別に定める利用細則に違反したとき。
	⑭ 宿舍敷地内で電気または石油ストーブやキャンドル、お香、カセットコンロ、花火等の火気を使用したとき。
	⑮ 居室内に洗濯機を持ち込み使用したとき（国際交流会館の世帯用居室を除く）。
	⑯ 「共用施設利用方法について」に記載の事項に従わないとき。
	⑰ 居室内の清掃及びゴミの処理を怠ったとき。
	⑱ 施設、設備又は備品等の改造及び補修並びに模様替えを無断で行ったとき。
	⑲ 旅行、一時帰国等で7日間以上居室を不在にすることを管理人に報告しなかったとき。
	⑳ 非常時以外に非常出入口又は非常階段を使用したとき。
	㉑ 防火、防災、保健衛生、その他宿泊施設の管理運営上必要な指示に従わないとき。
	㉒ 安全管理を怠り、設備・備品、家電等を不適切に使用したとき、又はその行動により宿舍の施設、設備又は備品等を滅失又は損傷したとき。
	㉓ 意図的であるかどうかに関わらず、緊急時以外に火災報知器・煙感知器等の警報装置を作動もしくは使用し、又は使用を妨害したとき。
	㉔ 入居者が、招待した来訪者に宿舍のルールを守らせるよう注意し監督することを怠ったとき。
	㉕ その他入居案内又は館内掲示等で示したルールを遵守しないとき。
	㉖ 宿泊施設の管理運営に支障を与えたとき又は与えるおそれがあるとき。

<表2>

【即時退去対象事項】	① 居室に入居者以外の者を宿泊させたとき。
	② 居室を目的外に使用し、又は使用させたとき（他人への又貸し等を含む）。
	③ 宿舎建物内で喫煙したとき。
	④ 未成年が飲酒したとき、未成年に飲酒させたとき。
	⑤ 宿舎敷地内でペットを飼育したとき。
	⑥ 入居者が、本人の責に帰すべき理由により宿泊施設の施設、設備又は備品等を滅失又は損傷し、これを原状に復さないとき、又はその損傷を賠償しないとき。
	⑦ 騒音の程度が尋常ではなく、近隣住民に著しい迷惑となったとき。
	⑧ 臭気の発散の程度が尋常ではなく、近隣住民に著しい迷惑となったとき。
	⑨ 国際部の許可なく割り当てられた居室を変更したとき。
	⑩ 宿舎内外で、違法行為及び著しい迷惑行為を行ったとき。
	⑪ その他宿泊施設の管理運営に重大な支障を与えたとき又は与えるおそれがあるとき。

附 則

この基準は、令和元年9月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。